

令和8年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」 Q & A

1 申請方法について

No	Q	A
1	発注はいつすればいいのか。	交付決定後に発注（契約）をしたものが補助の対象となります。 交付決定前に着手したものは、補助の対象外となりますので、ご注意ください。
2	納品と支払いはいつまでに終わらせればいいのか。	納品を完了させることをもって、事業完了とします。 年度内（令和9年3月31日）に事業が完了しない場合、補助の対象外となりますので、ご注意ください。 ※一部支払い完了が補助の対象となる条件となる。 詳細は本Q&Aの2補助対象について8を参照。
3	実績報告書はいつまでに提出すればいいのか。	事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください（事業完了後30日以内）。 ただし、事業完了後30日以内であっても、令和9年4月10日が実績報告書の提出の最終期限となります。
4	実績報告書の提出が完了したら補助金が交付されるのか。	実績報告書を提出しただけでは補助金は交付されません。 交付確定の通知が到着後、10日以内に請求書を提出してください。
5	補助金が交付されたら、補助金関係の事務は終わりとなるか。	交付後も、以下の報告をお願いします。 ・導入効果報告（必須） 交付後3年間、機器の導入効果報告書の提出が必要（提出時期は改めて通知します）。 ・財産処分（該当する場合） 単価30万円以上の機器を導入した事業所が廃止することになったり、導入した機器を譲渡、交換又は廃棄等することになったりする場合には、別途手続きが必要となる可能性があるため、県に連絡のうえで、判断を仰ぐこと。
6	サービス提供前の事業所は申請可能か。	交付申請時までに指定を受け、サービス提供を開始している必要があります。
7	複数の事業所から申請は可能か。	可能です。1法人で1つに取りまとめて申請してください（1法人1申請）。
8	交付決定後、内容を変更することは可能か。	やむを得ない事情がある場合（対象機器が交付申請書類提出後、発売中止や廃番となった等）や、当初見積額より購入額が安くなるなどで、交付決定額との差額（余り）が生じ、台数を増やしたり、別の物を追加で購入する場合は個別に判断を行うため、変更が分かった時点で速やかに担当までご相談ください。
9	製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	できません。 令和8年3月31日までに納品されない場合、補助金の交付を受けることができないため、速やかに報告のうえ、申請を取下げてください。 申請の際には、あらかじめ年度内に納品・支払いが完了するか、業者等に確認の上、補助金の申請を行うようご注意ください。
10	介護ソフトの基準額（上限額）は、職員数に応じて決められているものがあるが、職員数に含めて良い職種は何か。	基準条例の人員基準上、必要とされている職員数としています。 訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、本事業対象の機器の活用が見込まれる事務員等も含めることは差支えありません。
11	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればいいか。	契約書の代わりとして、発注書や発注したメール等（購入の意思を相手方に伝えたことがわかること）でも差し支えありません。 なお、下記の内容が記されていることを確認してください。 ①発注日、②購入する法人名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥納入期限、⑦購入金額（消費税抜きの金額、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）
12	ネットで商品を購入する場合、申請に必要な添付書類（見積書等）が用意できないがどうすればいいか。	ネットの画面で、購入しようとする商品内容（機能やサイズ等）、値段等が分かる製品情報を示した画面を印刷（画面コピー）して添付してください。
13	添付資料の写真については、同一機器を複数台導入した場合は、1台分のみ添付すればいいか。「通信環境整備」の写真は何を撮影すればいいか。	同一機器であっても、すべての機器の写真を添付してください。 「通信環境整備」については、図面と写真が一致しているか確認する必要があるため、モデム・ルーター、アクセスポイント等を撮影し添付してください。なお、配線工事の工事箇所等は不要。
14	提出する書類は何かがあるか。	チェックリストのとおり申請してください。 ※提出する様式（Excel）ファイルを確認

令和8年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」 Q & A

2 補助対象について

No	Q	A
1	対象機器はどう判断すればいいか。	福祉用具情報システム（TAIS）に掲載されており、「介護テクノロジー」として認定されている機器等が補助対象となります。機器選定にあたり必ず確認してください。 ※申請時に、上記が確認出来る書類（画面コピー等）を添付してください。
2	軽費・養護老人ホームにて介護ソフトを導入する場合について、軽費・養護老人ホームでは、介護給付費の請求を行わないが、請求まで一貫通貫でできる必要があるか。	導入する介護ソフトを使用することで、軽費・養護老人ホームにおいての業務が一貫通貫になれば、補助対象となります。
3	介護テクノロジーの、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるか。	保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策等）については、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。 ただし、いずれの場合も令和9年3月31日までに支払いを完了させる必要があります。
4	過去に見守り機器を導入して、通信環境整備のみを申請することはできるか。	通信環境整備のみでは補助対象とはなりません。 通信環境整備（情報端末の購入やWi-Fi環境整備）に係る費用は、主たる機器の導入に付帯して導入する場合に補助対象となります。
5	導入する機器等に付帯して必要となる経費の考え方を教えて欲しい。	主たる機器等と同時に導入（経費計上）しなければ機器等を使用することができないと判断できるものについて、主たる機器等に付帯する経費として、補助対象となります。 その際、主たる機器等と、付帯する経費の合計額（複数台であれば1台あたりに按分した金額）を1台あたりの経費とします。
6	導入する機器等に係る消耗品（定期的に交換が必要な部品等）は補助対象になるか。	主たる機器等の導入に対する補助金であるため、消耗品（予備品）は補助対象外となります。
7	介護テクノロジーの付属品やオプション品は補助対象になるか。	主たる機器等の使用に必要であれば付帯経費として補助対象となりますが、上記同様予備的な経費は補助対象外となります。
8	分割で支払いを行う機器等は、全て補助の対象となるか。	導入する機器等の補助対象とする範囲の考え方は以下のとおりです。 ・使用権の期限がないもの……全額（買取り） ・複数年の使用権契約のもの……複数年分 ・支払いが年額払いのもの……1年分 ・支払いが月額払いのもの……当該年度分 ただし、 いずれの場合も令和9年3月31日までに支払いを完了 させることが条件です。 ※機器の導入に係る利用料や、リース契約も同様
9	申請したが、補助金が交付されない場合はあるのか。	予算の範囲内において補助金を交付するため、予算以上の申請がある場合には、優先順位をつけて採択を行うため、 交付されないケースも想定されます 。 現在想定している、交付を 優先する事業所 は以下のとおりです。 ・静岡県働きやすい介護事業所認証制度（県で実施）を受けている事業所。 ・昨年度までに、当該補助金の交付実績が無い事業所。 ・「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」の申請において、介護保険法に基づきサービスを提供する事業所。 ・「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」の申請において、「介護ソフト」「見守り機器」「インカム」の導入を行う事業所。
10	補助上限となる台数・金額はあるか。	上限となる台数や金額は、 補助メニューにより異なります 。 『介護テクノロジー等の導入支援』 ・介護ソフト以外：利用定員数の1/10台を1事業所当たりの上限台数とする ・介護ソフト：国実施要綱に別途記載の職員数に応じた基準額を上限金額とする 『介護テクノロジーのパッケージ型導入支援』 ・補助上限金額：1事業所あたり1,000万円 ・補助上限台数：利用定員数の1/10台を1事業所当たりの上限とする。ただし、見守り機器は利用定員数、インカムは職員数を1事業所当たりの上限台数とする。 ※上記2つのメニューは、1事業所当たりの補助上限金額を合計1,000万円とする。
11	ビジネスチャット等のコミュニケーションツールも補助対象となるのか。	その他機器は、インカム、バックオフィスソフトのみ認めており、ビジネスチャット等のコミュニケーションツールは補助の対象外となる。

令和8年度「介護テクノロジー定着支援事業費補助金」 Q & A

3 パッケージ型導入支援について

No	Q	A
1	既に利用している介護ソフトと連携させる見守り機器+インカムの導入でもパッケージ型は使えるのか。	介護業務支援（介護ソフト）と合わせて複数機器等を導入し、連動することで効果が高まると判断出来る場合にパッケージ型を利用することが出来る。あくまで同時に導入することを想定しており、新たに介護業務支援（介護ソフト）を導入しないケースについては、パッケージ型での申請は出来ない。
2	バックオフィスソフトは、パッケージ型の組合せに入れることは出来るか。	バックオフィスソフトについては、パッケージ型での申請は不可。
3	介護ソフト、見守り機器、インカムがそれぞれ別のTAISコードを取得している必要があるのか。	介護ソフトや見守り機器についてはTAISに掲載され「介護テクノロジー」に選定されていることが必要だが、インカムは取得している必要はない。 （TAIS掲載の場合は、TAISの該当ページの画面コピー等を提出し、TAISに掲載されていない場合は、商品の詳細がわかる書類等を提出すること）
4	パッケージ型で申請するにあたって、必要な書類や条件等はあるか。	申請書類等のExcel内に「チェックリスト」があるので必ず確認すること。連動することで効果が高まると判断する必要があるため、メーカーの提案書（商品説明書）や、パンフレット等で効果が確認出来る書類等を提出すること。